

活動情報

No. 17



問い合わせ	TEL 0942-47-5101
	FAX 0942-47-5105
ホームページ	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/4705101/
地域振興課	水田農業係

集落営農法人の研修会を開催

インボイス制度についてリーダーが研修

城島町営農組合連絡協議会では、令和3年9月24日、久留米市城島総合支所において地域の集落営農法人のリーダー20名と久留米市、福岡大城農協、普及センター職員8名が参加し、新型コロナウイルス感染症対策のため換気や受講者の間隔に配慮して研修会を開催しました。税理士の三好荘一郎（みよしそういちろう）氏を講師に「令和5年10月からはじまるインボイス制度のしくみと影響」をテーマとしました。

現在、食料品、資材やサービスに対する消費税率は8%と10%ですが、これらに対する適正な適用税率や税額などを表記した請求書を適格請求書（いわゆるインボイス）といいます。農業法人も農産物の生産のために資材や作業サービスを仕入れていますので、インボイスへの対応が必要となります。その内容を理解するために研修会を開催しました。

経理を担当する役員でも理解がなかなか難しく、加えて事務量が増えることに不安な様子でした。

インボイスについては初めての研修会だったので、普及センターは今後も研修会の開催や相談体制を整えて、集落営農法人等、担い手の経営を支援します。



研修の様子、中央が三好税理士